

○門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援
事業に係る費用負担に関する条例施行規則

平成18年9月29日門真市規則第58号

別表第2（第2条関係）

項	事業名		基準額		
1	移動支援事業		最初の1時間まで 1,700円		
			最初の1時間を超えた場合30分ごと（30分に満たない時間はこれを30分とする。） 850円		
2	日中一時支 援事業	日帰り短期	4時間以内	1日当たり	2,000円
		入所事業	4時間超	1日当たり	4,000円
	タイムケア 事業	障害児程度区分	1	1日当たり	2,000円
			2	1日当たり	3,000円
			3	1日当たり	4,000円
	障害支援区分	1又は2	1日当たり	2,000円	
		3又は4	1日当たり	3,000円	
		5又は6	1日当たり	4,000円	

備考 この表において「障害児程度区分」とは、障害児に係る厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第572号）に掲げる区分とし、「障害支援区分」とは、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条各号に掲げる区分とする。

一部改正〔平成19年門真市規則58号・23年26号・25年22号・26年34号・令和5年5号〕